

気象警報発令等の扱いについて（令和8年5月29日以降）

■午前7時の時点で、①・②・③のいずれかに該当する場合は「臨時休業」となります。

① 大阪市に、以下の警報等が発令されている場合

- a) 暴風・大雪・暴風雪の警報・特別警報
- b) 大雨の警報・危険警報・特別警報〔レベル3以上〕

② 大阪市以外の本校校区の市町（下記参照）に、以下の警報等が発令されている場合

- a) 暴風・大雪・暴風雪の警報・特別警報
- b) 大雨の危険警報・特別警報〔レベル4以上〕 ※大雨警報は含まれません。

③ 淀川 または 淀川水系神崎川・安威川を対象とした河川氾濫の警報・危険警報・特別警報〔レベル3以上〕が発令されている場合

【備考】

- ・学校ホームページ・連絡システム等で臨時休業についての情報をお知らせします。（電話での問い合わせには対応できない場合があるため、可能な範囲で、学校ホームページや学校連絡システムをご利用ください。）
- ・大阪市以外の市町にお住まいで、居住地域で大雨警報が発令されている場合は、保護者の判断で安全を確認し、通学バスまたは保護者の送迎で登校してください。登校をみあわせる場合、「警報のため登校をみあわせる」旨を連絡ください。
- ・警報が発令されていない場合でも、安全に登校ができないと保護者が判断する場合には登校をみあわせ、その旨を学校に連絡ください。（確認の上、出席扱いとします。）

※本校の校区について

大阪市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町、東大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市